

概算数量発注試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市建設局が発注する建設工事において、概算数量発注による試行工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 設計業務の省力化及び積算業務の簡素化を図り、円滑な事業執行を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 概算数量発注とは、当初設計で平面図、標準断面図等を適用して算出した概算の数量を用いて発注する工事をいう。

2 工事計画図書とは、受注者が現場調査、測量を行い、結果をまとめた平面図、縦断面図、横断面図、構造図等の工事計画図面のほか、各種数量計算書で構成する数量総括表などのことをいう。

3 工事計画図面とは、平面図、縦断面図、横断面図、構造図等の受注者が作成した図面で、図面に付随する土工、仮設物を含む構造物等の数量計算書を含む。

4 施工承諾図書とは、受注者が提出した工事計画図書をもとに、発注者が工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工承諾を行ったものをいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、建設局が発注する工事（単価契約工事、降灰除去工事、土地区画整理関連工事、建築部発注工事を除く。）のうち、次の全ての条件を満たすものに適用する。

(1) 当初設計の金額が、25,000千円未満の工事

(2) 工種や構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事

(適用)

第5条 発注者は概算数量発注工事を発注しようとするとき、設計書及び予算執行伺いにおいて「概算数量発注試行工事」と記載し、決裁を受けるものとする。

2 特記仕様書に必要な事項（別紙1）を明記するとともに、受注者が確認出来るよう閲覧設計書に「概算数量発注試行工事」と明示する。

3 当初設計は、概算数量を平均幅、平均長等により算出できる必要最小限の図面で行う。

4 発注者は、受注者の主任技術者等とともに現場で立会いのうえ、発注者の意図を十分に説明し、理解させる。

5 監督員は、工事計画図面の作成に必要な発注図面のほか数量計算書等を受注者に提供するものとし、発注図面はSXF（SFC）に変換したCAD図面を基本とする。

6 受注者は、施工に必要な現地調査、測量を行い、工事計画図書を作成する。

なお、図面サイズはA1とし、縮尺は、平面図、縦断面図で1/500～1/2,000程度、横断面図で1/100～1/200程度、構造図は適宜を標準とし、図面枚数が最小となるように配置する。

7 発注者は、工事計画図書から工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工承諾を行う。

(工事計画図面作成費の取扱い)

第6条 工事計画図面の作成費用として、共通仮設費の準備費に「工事計画図面作成費」を計上する。ただし、図面の作成に必要な現地調査、測量は費用の対象としない。

当初設計では原則3枚分を計上する。

(工期の設定)

第7条 工事計画図書作成に要する日数として、15日を標準工期に付与する。

(設計変更の取扱い)

第8条 設計変更は、施工承諾図書に基づいて行う。

- 2 変更理由は、「概算数量発注試行工事における施工承諾図書に基づく数量の変更」とする。このほか、特に変更を指示した事項について明記する。
- 3 工事計画図面作成費の変更は、施工承諾図書の図面枚数の実績により計上する。
- 4 やむを得ず構造計算若しくは安定計算及び用地買収が必要となる場合には、その対応は発注者の責任において行う。
- 5 工法や舗装構成の追加検討等、工事計画図書作成のために受注者に行わせる各種調査や試験にかかる費用については、共通仮設費の技術管理費に別途計上する。

(運用指針)

第9条 概算数量発注制度の目的に留意し、大幅な契約変更や安易な工事内容の変更を伴わないようにするため、発注に先立ち現地条件や概算数量等を的確に把握したうえで、発注手続きを行うことを基本とする。

- 2 円滑な事業執行に資するため、受注者から工事計画図書が提出された後、必要に応じて設計変更協議会等を活用するなど、速やかに施工承諾を行うよう努めること。
- 3 施工承諾までの流れは、別紙2のフローチャートによる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。

特記仕様書記載例

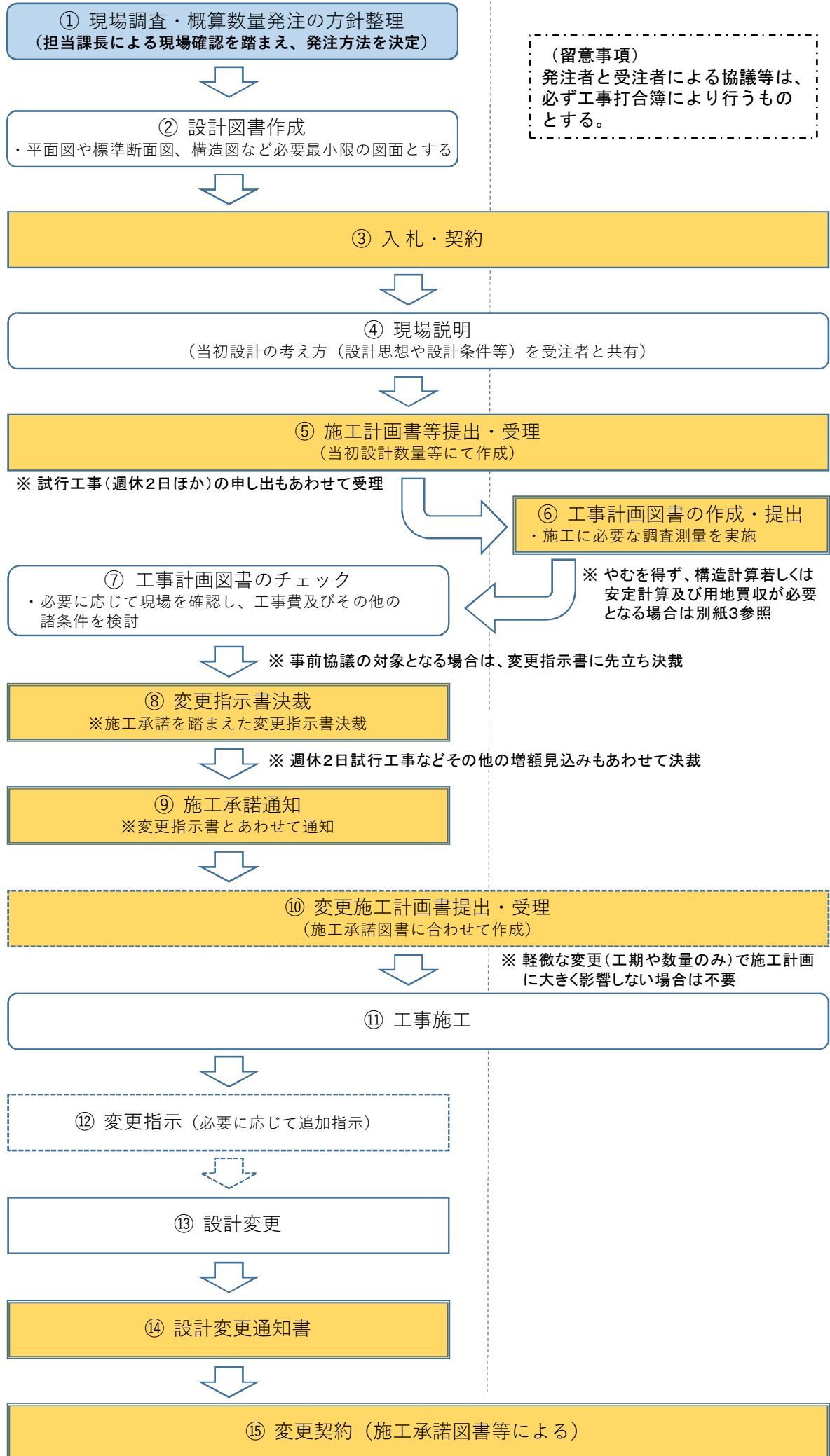
第〇条（概算数量発注試行工事）

- 1 本工事は概算数量発注方式により積算した試行工事である。
- 2 試行に当たっては、概算数量発注試行工事実施要領（令和4年2月9日）に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- 4 本工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日を付与している。
- 5 本工事に関して疑義が生じた場合は、受注者は工事打合簿により監督員と協議すること。

概算数量発注フローチャート

発注者

受注者



(留意事項)
発注者と受注者による協議等は、必ず工事打合簿により行うものとする。

※やむを得ず、構造計算若しくは安定計算及び用地買収が必要となる場合
(工事計画図書の作成 ~ 工事施工)

